**平成２７年（フ）第４７９号**
埼玉県北本市大字下石戸上1955番地18　グレーテスト大澤１―105、旧住所埼玉県北本市中丸１丁目208番地１
破産者　浅間　清治
１　決定年月日　平成28年２月８日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

**平成２７年（フ）第９８８号**
埼玉県北足立郡伊奈町栄６丁目63番地１　レオパレスコンプリートＮ211
破産者　小泉　朝之
１　決定年月日　平成28年２月８日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

**平成２７年（フ）第１０９８号**
さいたま市桜区桜田１丁目21番６号
破産者　林　　宏
１　決定年月日　平成28年２月８日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

**平成２７年（フ）第９号**
岐阜県下呂市萩原町羽根2488番地10
破産者　森プラスチックこと　森　　杉雄
１　決定年月日　平成28年２月８日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
岐阜地方裁判所高山支部破産係

**平成２７年（フ）第１０号**
岐阜県下呂市萩原町羽根2488番地10
破産者　森　　温彦
１　決定年月日　平成28年２月８日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
岐阜地方裁判所高山支部破産係

**平成２７年（フ）第６５２号**
大阪府富田林市寺池台４丁目２番319―403号
破産者　杉本れい子（旧姓西川）
１　決定年月日　平成28年２月８日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

**平成２７年（フ）第６６７号**
兵庫県宝塚市小林２丁目３番20号、前住所堺市中区深井中町1211番地66
破産者　内山　憲一
１　決定年月日　平成28年２月８日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

**平成２７年（フ）第９０８号**
大阪府富田林市西板持町２丁目１番11―203号、前住所大阪市平野区瓜破東２丁目10番16―203号
破産者　服部　隆司
１　決定年月日　平成28年２月８日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

**平成２７年（フ）第５４３号**
北九州市小倉南区企救丘６丁目17番17号
破産者　児玉　政文
１　決定年月日　平成28年２月８日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

**平成２７年（フ）第５５９号**
北九州市小倉北区片野１丁目１番３―801号
破産者　石橋九州男
１　決定年月日　平成28年２月８日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

**平成２７年（フ）第１９７８号**
神奈川県藤沢市石川293番地の２
破産者　高野　己幸
１　決定年月日　平成28年２月９日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

**平成２７年（フ）第２０３６号**
横浜市瀬谷区瀬谷５丁目28番地81
破産者　原　　英次
１　決定年月日　平成28年２月９日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

**平成２７年（フ）第２０３７号**
横浜市瀬谷区瀬谷５丁目28番地81
破産者　原　トシ子
１　決定年月日　平成28年２月９日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

**平成２７年（フ）第２０６５号**
横浜市磯子区洋光台２丁目１番19―403号
破産者　堀　　一文
１　決定年月日　平成28年２月９日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

**平成２７年（フ）第２１４９号**
鳥取県米子市旗ヶ崎９丁目14番12号、開始決定時の住所神奈川県茅ヶ崎市今宿965番地１―Ｗ―104号　リステージ茅ヶ崎ツインマークス
破産者　山田　琢也
１　決定年月日　平成28年２月９日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

**平成２７年（フ）第３９０号**
新潟市西区寺尾西１丁目１番44号　寺尾ハウス203号
破産者　山口　健太
１　決定年月日　平成28年２月９日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
新潟地方裁判所民事部

**平成２７年（フ）第２０号**
京都府与謝郡与謝野町字男山102番地12、破産手続開始決定時の住所京都府与謝郡与謝野町字弓木1498番地６
破産者　柴山　　望
１　決定年月日　平成28年２月９日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所宮津支部

**平成２７年（フ）第５６５号**
広島市佐伯区城山２丁目23番22号
破産者　串﨑　**徳**万
１　決定年月日　平成28年２月９日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

**平成２７年（フ）第４８号**
福岡県田川郡糸田町1652番地
破産者　古賀　庸平
１　決定年月日　平成28年２月９日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所田川支部

第明治三十二種郵便物認可
平成二十五年三月三十一日

発行所　独立行政法人国立印刷局　〒一〇八―八二四一　東京都港区虎ノ門二丁目四番五号　電話　03（3587）4294
定価　本紙一部月ヶ六四円（本体一、五一一〇円）　本紙一部一、六〇円（本体一、五一〇円）　（配送料別）